

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和7年3月12日)

京都労働局長(当局)は、令和7年3月12日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

政府の重要政策である「働き方改革の推進」「三位一体の労働市場改革」や総合経済対策などさまざまな施策の展開にあたって、地方労働行政の担う役割は大きく、業務が増加する中、我々職員は懸命に頑張っているが、職場体制はひっ迫している。国民へのサービスが低下することが無いよう体制確保に取り組んでいただきたい。

【当局】

従来からの業務に加えて、物価上昇に負けない持続的な賃上げに向けた支援のほか、非正規雇用労働者の処遇改善、リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進、フリーランス法の履行確保など、労働行政の役割はさらに大きくなっており、体制確保の必要性については十分認識している。関係機関にはしっかりと伝えていきたい。

2 【全労働京都支部】

昨年度の人事院勧告では高卒・大卒初任給の月額給与の改善はあったものの、地域別最低賃金との比較において未だ不十分である。政府が物価上昇に負けない持続的な賃上げを明言しつつも、公務員給与の改定は全体として不十分なものだったといわざるを得ない。今年の民間春闘においても、昨年を引き続いて労使ともに賃上げを明言しており、公務員給与についても強く改善を求めたい。

高齢期の職員、特に年金受給開始年齢まで勤務する再任用職員の処遇は、非常勤職員と比べても職務実態に見合わず著しく低い状態に置かれたままであり、安心して生活ができるよう改善を図っていただきたい。

また、「給与制度のアップデート」について、職員の現行給与水準の低下や格差拡大が生じることが無いよう関係機関への働きかけを行っていただきたい。

【当局】

国民のために働く全ての年代の職員・非常勤職員の士気が低下しないようにすることはもとより、これからの行政を担う優秀な人材を確保するためにも、処遇の改善は必要であると認識している。

物価上昇や実情を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望したい。